

社会福祉法人波賀の里福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人波賀の里福社会（以下「当法人」という。）の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- 2 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- 3 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 4 当法人の理事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が100万円を超えない範囲とする。
- 5 当法人の監事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が20万円を超えない範囲とする。

(報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額とする。
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。
- 2 理事会及び評議員会等の会議に出席した場合の交通費については、職員旅費規程に基づき、実費相当額（1kmにつき30円）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

(支給の方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 2 理事長に対する報酬等は、職員給与規程に定める支給日に準じた日に支給する。
- 3 非常勤役員等（理事長を除く。）に対する報酬は、別表の職務に従事した都度、支給する。
- 4 支払いは、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除し支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

別表 役員等の報酬（第 3 条関係）

(1) 理事長

職 務	日 額
理事長執務	10,000円

※ 所得税を除く。

(2) 役員等

職 務	日 額
理事会、評議員会、評議員選任解任委員会及び監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

※ 所得税を除く。 半日以下の場合は、半額とする。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日より施行する

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日より改定する

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より改定する